# 平成15年3月期

# 個別中間財務諸表の概要

平成14年11月25日

上場会社名 株式会社みずほホールディングス

(株式会社 みずほコーポレート銀行分)

上場取引所(所属部) 東証市場第一部

大証市場第一部

コード番号 8305

本店所在都道府県

東京都

(URL http://www.mizuho-fg.co.jp/)

株式会社 みずほホールディングス

代 表 者 取締役社長 前田 晃伸

(問合せ先) 主計部 部長 畠山 督

T E L (03) 5224-2030

株式会社 みずほコーポレート銀行

代 表 者 取締役頭取 齋藤 宏

(問合せ先) 主計部 次長 山田 達也

TEL (03) 5200-7682

株式会社みずほコーポレート銀行

中間決算取締役会開催日

平成14年11月25日

中間配当制度の有無

有

単元株制度採用の有無 有(1単元 1,000株)

### 1.14年9月中間期の業績(平成14年4月1日~平成14年9月30日)

### (1)経営成績

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

	経常収益	経常利益
	百万円 %	百万円 %
14年9月中間期	790,661 ( - )	44,880 ( - )
13年9月中間期	- ( - )	- ( - )
14年3月期	-	-

	中間(当期)純利益	1 株当たり中間 (当期)純利益
	百万円 %	円 銭
14年9月中間期	34,584 ( - )	6 12
13年9月中間期	- ( - )	
14年3月期	-	

(注) 期中平均株式数については別紙ご参照

会計処理の方法の変更無

#### (2)配当状況

	1株当たり 中間配当金		* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *		1 株当たり 年間配当金	
	円	銭	円	銭		
14年9月中間期	0	0	-	-		
13年9月中間期			-	-		
14年3月期				-		

#### (注)優先株式については別紙ご参照

## (3)財政状態

(0) 1/1/10					
	総資産	株主資本	株主資本 比率	1 株当たり 株主資本	単体自己資本比率 (国際統一基準)
	百万円	百万円	%	円 銵	<u>*</u>
14年9月中間期	65,908,670	1,784,398	2.7	120 36	10.04
13年9月中間期	-	-	-		-
14年 3 月期	-	-	-	- <del></del>	-

(注)期末発行済株式数については別紙ご参照

14年9月中間期の単体自己資本比率は速報値であります。

2.15年3月期の業績予想(平成14年4月1日~平成15年3月31日)

## 1株当たり配当金

	14年 9月中間期		13年 9月中間期	14年 3月期
	中間	•	中間	年間
	円	銭	円 銭	円 銭
普通株式	0	0		
第二回優先株式	0	0		
第三回優先株式	0	0		
第四回優先株式	0	0		
第五回優先株式	0	0		
第六回優先株式	0	0		
第七回優先株式	0	0		
第八回優先株式	0	0		
第九回優先株式	0	0		
第十回優先株式	0	0		

## 株式数及び株式の種類

		普通株式	第二回第四種 優先株式	第三回第三種 優先株式	第四回第三種 優先株式	第五回第五種 優先株式
期末発行済株式数	14年 9月中間期	5,653,556,612 株	64,500,000 株	53,750,000 株	53,750,000 株	18,810,000 株
期中平均株式数	14年 9月中間期	5,653,556,612 株	64,500,000 株	53,750,000 株	53,750,000 株	18,810,000 株
1単元の株式数		1,000株	1,000株	1,000株	1,000株	1,000株
		第六回第六種 優先株式	第七回第七種 優先株式	第八回第八種 優先株式	第九回第九種 優先株式	第十回第十種 優先株式
期末発行済株式数	14年 9月中間期	57,000,000 株	57,000,000 株	85,500,000 株	121,800,000 株	121,800,000 株
期中平均株式数	14年 9月中間期	57,000,000 株	57,000,000 株	85,500,000 株	121,800,000 株	121,800,000 株
1単元の株式数		1,000株	1,000株	1,000株	1,000株	1,000株

## (参 考)

14年 9月中間期の業績」指標算式

中間 (当期)純利益 - 優先株式配当金総額 期中平均普通株式数 1株当たり中間 (当期)純利益

(中間)期末株主資本 - (中間)期末発行済優先株式数×発行価額 1株当たり株主資本 (中間)期末発行済普通株式数

# 第1期中(平成14年9月30日現在) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	3,107,638	預金金	15,625,087
コールローン	671,932	譲渡性預金	6,714,422
買現先勘定	963,031	<b>债</b> 券	8,819,691
債券貸借取引支払保証金	2,015,428	コールマネー	12,050,363
買入金銭債権	129,667	売 現 先 勘 定	4,309,017
特定取引資産	3,928,103	債券貸借取引受入担保金	2,194,528
金 銭 の 信 託	32,101	売 渡 手 形	1,367,382
有 価 証 券	15,208,780	コマーシャル・ペーパー	80,000
貸 出 金	32,160,833	特定取引負債	3,076,009
外 国 為 替	509,485	借 用 金	2,798,935
その他資産	2,694,128	外 国 為 替	232,006
動産不動産	283,247	社	653,100
債 券 繰 延 資 産	57	その他負債	2,009,462
繰 延 税 金 資 産	1,123,380	賞 与 引 当 金	4,217
支 払 承 諾 見 返	3,982,436	退職給付引当金	1,489
貸倒引当金	899,528	偶 発 損 失 引 当 金	138,700
投 資 損 失 引 当 金	2,054	再評価に係る繰延税金負債	67,421
		支 払 承 諾	3,982,436
		負債の部合計	64,124,271
		(資本の部)	
		資 本 金	710,000
		資本 剰余金	655,241
		資 本 準 備 金	655,241
		利 益 剰 余 金	729,464
		利 益 準 備 金	207,761
		任 意 積 立 金	409,353
		中間未処分利益	112,349
		中 間 利 益	34,584
		土地再評価差額金	110,283
		株式等評価差額金	420,590
		資 本 の 部 合 計	1,784,398
資 産 の 部 合 計	65,908,670	負債及び資本の部合計	65,908,670

- 注)1.記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
  - 2.金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。
  - 3.有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については中間期末月1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については中間期末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
  - 4.有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
  - 5. デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。
  - 6.動産不動産の減価償却は、建物については定額法、動産については定率法を採用し、年間減価償却費見 積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年~50年

動 産 2年~20年

- 7. 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
- 8.債券繰延資産(債券発行費用)は、商法の規定する最長期間(3年間)内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。
- 9.外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

外貨建取引等の会計処理につきましては、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。

なお、当中間期は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」、「通貨スワップ取引」及び「インターナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)により会計処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、中間貸借対照表上、相殺表示しております。

資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の中間決算日の為替相場による正味の円換算額を中間

貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間損益計算書に計上するとともに、中間決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。

なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調 達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は 支払をうけるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替 スワップ取引であります。

異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の中間決算日の為替相場による正味の円換算額を中間貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により中間損益計算書に計上するとともに、中間決算日の未収収益または未払費用を計上しております。

10.貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立 した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保 証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,234,370百万円であります。

- 11.投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
- 12. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
- 13. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込

額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上 の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間(10~12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理

なお、会計基準変更時差異については、5年による按分額を費用処理することとし、当中間期において は同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

14. 偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を引き当てております。

なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。

- 15. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、 通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 16. ヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、金融商品会計基準に規定する包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

- 17. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 18. 動産不動産の減価償却累計額

136.303百万円

19. 動産不動産の圧縮記帳額

9,048百万円

20.貸出金のうち、破綻先債権額は363,506百万円、延滞債権額は753,826百万円であります。但し、左記債権額のうち、最終処理につながる措置である(株)整理回収機構への管理信託方式による処理分は565百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令

第97号) 第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている 貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

21.貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は30,552百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

22.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,459,947百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

23.破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,607,832百万円であります。但し、左記債権額のうち、最終処理につながる措置である(株)整理回収機構への管理信託方式による処理分は565百万円であります。

なお、20.から23.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 24. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の中間期末残高の総額は2,788,700 百万円であります。
- 25.手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は366,779百万円であります。
- 26.担保に供している資産は次のとおりであります。

### 担保に供している資産

特定取引資産 550,066百万円 有価証券 7,373,453百万円 貸出金 1,064,779百万円

## 担保資産に対応する債務

預金 201,650百万円 コールマネー 1,919,300百万円 売現先勘定 4,103,821百万円 債券貸借取引受入担保金 1,573,116百万円 売渡手形 1,349,300百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金40,368百万円、有価証券1,359,106百万円及び貸出金190,790百万円を差し入れております。

子会社、子法人等及び関連法人等の借入金等のための担保提供はありません。

また、動産不動産のうち保証金権利金は13,797百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は15,027百万円であります。

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替の額面金額は18,259百万円であります。

- 27. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,622,751百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,561,558百万円であります。
- 28.土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。

- 29. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,563,180百万円が含まれております。
- 30. 社債は全額、劣後特約付社債であります。
- 31.有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券、譲渡性預け金、コマーシャル・ペーパー、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」の一部が含まれております。以下34.まで同様であります。

売買目的有価証券

中間貸借対照表計上額 1,314,491百万円

当中間期の損益に含まれた評価差額 7.741百万円

関連法人等株式で時価のあるもの

中間貸借対照表時個差額

計 上額

163,604百万円 82,656百万円 80,948百万円

その他有価証券で時価のあるもの

取得原価中間貸借対照表評価差額

計 上 額 うち益 うち損

株式 4,487,582 百万円 3,938,361 百万円 549,220 百万円 134,919 百万円 684,139 百万円

債券	4,453,125	4,465,228	12,103	14,256	2,153	
国債	4,219,428	4,228,988	9,559	10,416	856	
地方債	66,084	68,763	2,679	2,706	27	
社債	167,612	167,477	135	1,134	1,269	
その他	4,739,404	4,856,053	116,649	138,795	22,146	
合計	13,680,112	13,259,644	420,468	287,971	708,439	

32. 当中間期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額 売却益 売却損

11,924,879百万円 84,261百万円 21,669百万円

33. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容中間貸借対照表計上額

満期保有目的の債券

非上場外国証券 4,904百万円

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

子会社・子法人等株式 609,195百万円

関連法人等株式 174,483百万円

その他有価証券

非上場株式(店頭売買株式を除く) 431,184百万円

非公募債券 384,585百万円

非上場外国証券等 212,032百万円

34. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1 年以内	1年超5年以内	5 年超10年以内	10年超
債券	1,554,185 百万円	2,373,579 百万円	885,624 百万円	36,424 百万円
国債	1,498,949	1,942,545	787,492	-
地方債	6,407	7,098	42,132	13,124
社債	48,828	423,935	55,999	23,299
その他	519,256	2,238,754	1,186,030	1,138,932
合計	2,073,442	4,612,334	2,071,655	1,175,356

35. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託

中間貸借対照表計上額

32,101百万円

当中間期の損益に含まれた評価差額

492百万円

36. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券等のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処

分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は1,541,253百万円、再貸付けに供している有価証券は32,739百万円、当中間期末に当該処分をせずに所有しているものは1,183,388百万円であります。

- 37. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は26,574,840百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが22,357,123百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- 38. その他資産には、平成7年度における日本ハウジングローン株式会社に対する貸出金償却額376,055百万円の損金経理につき、平成8年8月23日に東京国税局より更正を受けたことに伴い仮納付した追徴税額 222,682百万円が含まれております。

当行としては、その更正理由が容認し難いため、国税不服審判所への審査請求棄却を経て、平成9年10月30日に更正処分取消訴訟を東京地方裁判所に提起し、平成13年3月2日付にて全面勝訴いたしましたが、同年3月16日付にて東京高等裁判所に控訴され、平成14年3月14日付にて当行敗訴の判決を受けたことから、同年3月27日付にて最高裁判所に対し上告提起及び上告受理申立を行っております。

また、当行としては、当行の主張は正当なものと確信しておりますが、一方で、財務の健全性の観点から保守的に134,852百万円を偶発損失引当金として計上しております(注14参照)。

39. 当行の取引先であるTXU Europe Ltdは、平成14年11月19日(現地時間)に英国高等法院の決定を受け、 法的整理手続が開始されました。同社に対する当行の貸出金は9,247百万円でありますが、損失負担額 については、現在確定しておりません。

# 第1期中(平成14年4月1日から 平成14年9月30日まで)中間損益計算書

(単位:百万円)

 科 目		(単位:日万円) 額
経 常 収 益		790,661
資 金 運 用 収 益	531,415	
(うち 貸 出 金 利 息)	( 339,710)	
(うち 有価証券利息配当金)	( 123,225)	
役 務 取 引 等 収 益	57,765	
特定取引収益	36,877	
その他業務収益	71,802	
その他経常収益	92,800	
経 常 費 用		745,780
資 金 調 達 費 用	315,532	
(うち 預 金 利 息)	( 75,148)	
(うち 債 券 利 息)	( 59,972)	
役 務 取 引 等 費 用	13,530	
その他業務費用	26,449	
営 業 経 費	151,377	
その他経常費用	238,890	
経 常 利 益	,	44,880
特 別 利 益		889
特 別 損 失	_	9,488
税引前中間利益		36,281
法人税、住民税及び事業税		19
法 人 税 等 調 整 額	_	1,676
中 間 利 益		34,584
前 期 繰 越 損 失		78,447
会 社 分 割 に よ る 未 処 分 利 益 の 増 加 額		126,444
合併による未処分利益の受入額		28,868
土地再評価差額金取崩額	_	898
中間未処分利益	_	112,349

- (注) 1.記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
  - 2.特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭 債権等については当期首と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については当
  - 3.「その他経常収益」には、株式等売却益26,201百万円、外国法人税に係る未収還付金34,338 百万円及び退職給付信託設定益20,714百万円を含んでおります。

期首と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

- 4.「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額32,689百万円、貸出金償却101,216百万円及び 株式等償却49,039百万円を含んでおります。
- 5.「特別損失」には、動産不動産処分損5,112百万円及び退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額4,375百万円を含んでおります。